

東北農政局管内農業農村整備事業の品質確保技術者認定制度と認定について

平成 2 2 年 1 2 月
東北農政局整備部設計課

平成 1 7 年 4 月 1 日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、公共工事の品質は、「経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価落札方式の適用を掲げています。

東北農政局では総合評価落札方式の推進と円滑な実施のために、平成 1 8 年度から「農業農村整備事業工事の品質確保技術者制度」を創設し運用しています。

本制度は、総合評価落札方式に関わる技術提案書の審査等を行うことができる者を「農業農村整備事業品質確保技術者」として東北農政局長が委嘱し、活用する制度です。

平成 2 2 年 1 2 月現在、東北農政局管内では、7 0 名が認定されています。